

○国土交通省令第二十九号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十条第二項及び第五項、第四百四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十二条第一号、第三百三十二条の二第二号及び第三号、第三百三十四条の三、第三百三十七条第一項及び第二項、第三百三十七条の二並びに第三百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二十三日

国土交通大臣 石井 啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

改正後	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 航空機の運航 (第一百三十三条―第二百九条の二)</p> <p>第七章・第八章 (略)</p> <p>第九章 無人航空機 (第二百三十六条―第二百三十六条の十)</p> <p>第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(業務の実施に関する事項等)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第二号に掲げる事項のうち業務に用いる施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更</p> <p>二 第一項第三号に掲げる事項のうち業務の実施に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の業務規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更</p> <p>4 法第二十条第四項の規定により業務規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)</p> <p>三 実施日</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 航空機の運航 (第一百三十三条―第二百九条の四)</p> <p>第七章・第八章 (略)</p> <p>第九章 無人航空機 (第二百三十六条―第二百三十六条の八)</p> <p>第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(業務の実施に関する事項及び業務規程の認可の申請)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(出発前の確認)

第六十四条の十五 法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならぬ事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報(以下「航空情報」という。)

四〇六 (略)

2 (略)

(削る)

(出発前の確認)

第六十四条の十五 法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならぬ事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条の規定により国土交通大臣が提供する情報(以下「航空情報」という。)

四〇六 (略)

2 (略)

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第二百九条の三 法第九十九条の二第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロケットンその他の物件を法第九十九条の二第一項の空域(当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。)に打ちあげること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場(自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。)の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 気球(玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。)を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三 凧を第一号の空域に掲げること。

四 模型航空機(無人航空機を除く。次条において同じ。)を第一号の空域で飛行させること。

(削る)

- 五 可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かつて照射すること。
- 六 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
- 七 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。
- 2 法第九十九条の二第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名、住所及び連絡場所
- 二 当該行為を行う目的
- 三 当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所
- 四 その他参考となる事項

第二百九条の四 法第九十九条の二第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 ロケット、花火、ロッキーンその他の物件を法第九十九条の二第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ちあげること。
- イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
- ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
- ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域
- ニ イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域
- 二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

(運航規程及び整備規程の認可申請等)

第二百十三条 (略)

2|| 法第百四条第一項第一号の国土交通省令で定める変更は、次のとおりとする。

一 機体並びに装備品、部品及び救急用具(次条において「装備品等」という。)の製造者等の作成する運航又は整備に関する技術的資料に準拠した変更

二 前号に掲げるもののほか、航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通大臣が認める事項の変更(第四項各号に掲げるものを除く。)

3|| 法第百四条第三項の規定により運航規程又は整備規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程変更事前届出書又は整備規程変更事前届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 実施予定日

4|| 法第百四条第一項第二号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 運航又は整備に関する職務を実施する組織の名称の変更であつて、その職務の範囲及び内容の変更を伴わないもの

三 凧を第一号の空域に掲げること。

四 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。

五 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

六 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

2 前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

(運航規程及び整備規程の認可申請)

第二百十三条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 前号に掲げるもののほか、誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の運航規程又は整備規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

5II 法第百四条第四項の規定により運航規程又は整備規程の軽微な変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程変更事後届出書又は整備規程変更事後届出書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 実施日

（運航規程及び整備規程）

第二百十四条 法第百四条第一項の国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は同表の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 運航規程 イ〜へ (略) ト 離陸し、又は着陸するこ とができる最低の気象状態	(略) 使用が予想される全ての空港等 について、航空機の型式、当該 空港等の特性、航空保安施設の 状況並びに操縦者の知識及び経 験に適応して定められているこ と。
チ〜ル (略) ヲ 装備品等が正常でない場 合における航空機の運用許 容基準	(略) (略)

（新設）

（運航規程及び整備規程）

第二百十四条 法第百四条第一項の国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は同表の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 運航規程 イ〜へ (略) ト 離陸し、又は着陸するこ とができる最低の気象状態	(略) 使用が予想されるすべての空港 等について、航空機の型式、当 該空港等の特性、航空保安施設 の状況並びに操縦者の知識及び 経験に適応して定められている こと。
チ〜ル (略) ヲ 装備品、部品及び救急用 具（以下「装備品等」とい う。）が正常でない場合に おける航空機の運用許容基	(略) (略)

ワヨヨ (略)	(略)
二 整備規程 イヨリ (略)	(略)

準 ワヨヨ (略)	(略)
二 整備規程 イヨリ (略)	(略)

(飛行の禁止空域)

第二百三十六条 法第百三十二条第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

一 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であつて、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

二 前号に掲げる空港等以外の空港等の周辺の空域であつて、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

三 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場(自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。)の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

四 前三号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

(飛行の方法)

第二百三十六条の四 法第百三十二条の二第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 当該無人航空機の状態

(飛行の禁止空域)

第二百三十六条 法第百三十二条第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

(新設)

一 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

二 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

三 前二号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

(新設)

- 二 当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況
 - 三 当該飛行に必要な気象情報
 - 四 燃料の搭載量又はバッテリーの残量
- 2 無人航空機を飛行させる者は、前項第一号に掲げる事項を確認する場合において、当該無人航空機の外部点検及び作動点検を行わなければならない。

第二百三十六条の五 法第百三十二条の二第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機を確認した場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。
- 二 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、次に掲げる方法により飛行させること。ただし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置その他法令に基づいて国又は地方公共団体が人又は物件に対する危険を防止するためやむを得ずに行う措置については、この限りでない。
- イ 当該他の無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること。
- ロ イの方法によることができない場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。

（削る）

第二百三十六条の六 法第百三十二条の二第七号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

（新設）

（飛行の方法）

第二百三十六条の四 法第百三十二条の二第三号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六条の七 第九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第九号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第九号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

(飛行の方法によらない飛行の承認)

第二百三十六条の八 法第百三十二条の二ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 法第百三十二条の二第五号から第十号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由

五 八 (略)

(搜索又は救助のための特例)

第二百三十六条の九 (略)

第二百三十六条の十 (略)

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第二百三十九条の二 法第百三十四条の三第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロケットその他の物件を法第百三十四条の三第一項の空域(当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。)に打ち上げること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項

第二百三十六条の五 第九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第五号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第五号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

(飛行の方法によらない飛行の承認)

第二百三十六条の六 法第百三十二条の二ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 法第百三十二条の二各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由

五 八 (略)

(搜索又は救助のための特例)

第二百三十六条の七 (略)

第二百三十六条の八 (略)

(新設)

の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三 凧を第一号の空域に掲げること。

四 模型航空機（無人航空機を除く。次条において同じ。）を第一号の空域で飛行させること。

五 可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かつて照射すること。

六 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

七 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。

2 法第三十四条の三第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び連絡場所

二 当該行為を行う目的

三 当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所

四 その他参考となる事項

第二百三十九条の三 法第三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロケットンその他の物件を法第三十四条の三第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ち上げること。

（新設）

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

ニ イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域

二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三 凧を第一号の空域に掲げること。

四 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。

五 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

六 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

2 前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

第二百三十九条の四 法第三十四条の三第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 無人航空機に向かつて火花を打ち上げ、又は石、ガラス瓶、金属片その他無人航空機を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射すること。

二 無人航空機の飛行を妨害するおそれのある電波を発射すること。

三 無人航空機の遠隔操作又は自動操縦を妨げること。

（OCRに用いる申請書等）

（新設）

（OCRに用いる申請書等）

第二百三十九条の五 (略)

2・3 (略)

(OCR申請書等による申請等に係る手数料の納付方法)

第二百三十九条の六 OCR申請書等による申請又は申込みに係る手数料は、当該手数料の額に相当する額の収入印紙を納付書(第三十一号様式)に貼つて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請又は申込みをする場合において、当該申請又は申込みを行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(職権の委任)

第二百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 六の三 (略)

六の四 法第二十条第四項の規定による届出の受理

七 三十五 (略)

三六 削除

(削る)

三十七 特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ ト (略)

リ 法第四十条第三項の規定による届出の受理

ヌ ケ 法第四十条第四項の規定による届出の受理

三十七の二 四十一 (略)

四十二 法第三十四条の三第一項ただし書の規定による許可

四十三 法第三十四条の三第二項の規定による通報の受理

第二百三十九条の二 (略)

2・3 (略)

(OCR申請書等による申請等に係る手数料の納付方法)

第二百三十九条の三 OCR申請書等による申請又は申込みに係る手数料は、当該手数料の額に相当する額の収入印紙を納付書(第三十一号様式)にはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請又は申込みをする場合において、当該申請又は申込みを行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(職権の委任)

第二百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 六の三 (略)

(新設)

七 三十五 (略)

三六 法第九十九条の二第一項ただし書の規定による許可

三十七の二 法第九十九条の二第二項の規定による通報の受理

三十七 特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ ト (略)

(新設)

(新設)

チ ヲ ヤ (略)

三十七の二 四十一 (略)

四十二及び四十三 削除

四十四～六十五 (略)

2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一 (略)

二 法第二十条第六項の規定による権限

三～五 (略)

六 法第九十九条第一項の規定による権限(第二百四十二条の二第一項第十一号に掲げるものを除く。)

七 (略)

第二百四十条の二 地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限(無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。)、同項第二十五号の権限(航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の権限(航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うものに限る。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うものとする航空機に係るものに限る。)、同項第三十七号及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の二の権限(法第三百三十二号第一号の空域における飛行に係るものに限る。)、同項第四十一号の権限、同項第四十二号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うものとする者に係るものに限る。)並びに同項第四十三号及び第六十四号の二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

四十四～六十五 (略)

2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一 (略)

二 法第二十条第五項の規定による権限

三～五 (略)

六 法第九十九条の規定による権限(第二百四十二条の二第一項第十一号に掲げるものを除く。)

七 (略)

第二百四十条の二 地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限(無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。)、同項第二十五号の権限(航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の権限(航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うものに限る。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うものとする航空機に係るものに限る。)、同項第三十六号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うものとする者に係るものに限る。)、同項第三十六号の二、第三十七号才及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の二の権限(法第三百三十二号第一号の空域における飛行に係るものに限る。)並びに同項第四十一号及び第六十四号の二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

<p>一 第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の四まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）</p>	<p>当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長</p>
<p>二 第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の</p>	<p>当該許可又は承認を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長</p>

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

<p>一 第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の三まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）</p>	<p>当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長</p>
<p>二 第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の</p>	<p>当該許可又は承認を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長</p>

<p>三〇七 (略)</p>	<p>用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。)、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。)、同項第四十号の権限、同項第四十号の二の権限(法第百三十二条第二号の空域における飛行に係るものに限る。)、同項第四十号の三の権限、同項第四十二号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。)並びに同項第六十四号の権限</p>
<p>(略)</p>	

<p>三〇七 (略)</p>	<p>用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。)、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。)、同項第三十六号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。)、同項第四十号の権限、同項第四十号の二の権限(法第百三十二条第二号の空域における飛行に係るものに限る。)並びに同項第四十号の三及び第六十四号の権限</p>
<p>(略)</p>	

八 第二百四十条第一項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、同項第四十二号の

当該許可、届出又は通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長

八 第二百四十条第一項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行お

当該許可、届出又は通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長

権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号の権限	
九〇十一（略）	（略）

第二百四十二条の二 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、航空交通管制部長に行わせる。

一〇十（略）

十一 法第九十九条第一項の規定による権限（航空路管制業務又は進入管制業務に関連して無線電話により行う航空情報の提供に関するものに限る。）

二〇三（略）

（申請等の経由）

第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出（以下「申請等」という。）をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一・二（略）	（略）
三 法第七十九条、法第八十一条、法第八十二条の二、法第八十九条、法第九十条、法第九十一条	当該申請等を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長又は当該場所

うとする者に係るものに限る。） 、同項第三十六号の二の権限並びに同項第四十号の二の権限（法第三百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）	
九〇十一（略）	（略）

第二百四十二条の二 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、航空交通管制部長に行わせる。

一〇十（略）

十一 法第九十九条の規定による権限（航空路管制業務又は進入管制業務に関連して無線電話により行う航空情報の提供に関するものに限る。）

二〇三（略）

（申請等の経由）

第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出（以下「申請等」という。）をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一・二（略）	（略）
三 法第七十九条、法第八十一条、法第八十二条の二、法第八十九条、法第九十条、法第九十一条	当該申請等を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長又は当該場所

九十一条第一項、法第九十二条第一項及び法第三十四条の第三項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等	の最寄りの空港出張所長
四・五 (略)	(略)

2 法の規定により空港事務所に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第三十二条及び法第三十四条の第三項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長

3・4 (略)

九十一条第一項、法第九十二条第一項及び法第九十九条の第二項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等	の最寄りの空港出張所長
四・五 (略)	(略)

2 法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第九十九条の第二項及び法第三十二条の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長

3・4 (略)

（表）

（略）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

(1)～(8) (略)

(9) 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(10) 航空運送代理店業を経営する者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機若しくは無人航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

（立入検査の拒否等の罪）

第158条 (略)

（表）

（略）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

(1)～(8) (略)

（新設）

(9) 航空運送代理店業を経営する者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

（立入検査の拒否等の罪）

第158条 (略)

(裏)

Extract of Civil Aeronautics Act (Courtesy Translation)

Article 134 (Collection of Reports and On-Site Inspections)

(1) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, request any person who falls under any of the following categories to submit reports on design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of aircraft or its components, training of airmen or determination of knowledge and capability of airman, aviation medical examination certification, construction work or administration or utilization of aerodrome or air navigation facilities, use of aircraft, air navigation services, air transport services, aerial work services, operation, design, manufacturing, maintenance or alteration of unmanned aircraft or air transport agency business.

(i)~(viii) (略)

(ix) Any person who operates, designs, manufactures, maintains or alternates unmanned aircraft

(x) Any person who operates air transport agency business

(2) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, have a right to order his/her officials to enter offices, factories or any other business premises, aerodromes, any places where air navigation facilities are installed, any places where construction work on an aerodrome or air navigation facility is performed, any places where aircrafts or unmanned aircrafts are parked, or any a

(裏)

Extract of Civil Aeronautics Act (Courtesy Translation)

Article 134 (Collection of Reports and On-Site Inspections)

(1) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, request any person who falls under any of the following categories to submit reports on design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of aircraft or its components, training of airmen or determination of knowledge and capability of airman, aviation medical examination certification, construction work or administration or utilization of aerodrome or air navigation facilities, use of aircraft, air navigation services, air transport services, aerial work services, or air transport agency business

(i)~(viii) (略)

(新設)

(ix) Any person who operates air transport agency business

(2) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, have a right to order his/her officials to enter offices, factories or any other business premises, aerodromes, any places where air navigation facilities are installed, any places where construction work on an aerodrome or air navigation facility is performed, any places where aircrafts are parked, or any aircraft, which belong

ircraft, which belong to any person listed in each item of the preceding paragraph, and inspect aircraft, air navigation facilities, unmanned aircrafts, ledgers, documents, or any other objects, or interrogate any person concerned.

(3)・(4) (略)

Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection)

(略)

(略)

・第31号様式 (第239条の6 関係) (日本産業規格 A 4)

(略)

to any person listed in each item of the preceding paragraph, and inspect aircraft, air navigation facilities, ledgers, documents, or any other objects, or interrogate any person concerned.

(3)・(4) (略)

Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection)

(略)

(略)

・第31号様式 (第239条の3 関係) (日本産業規格 A 4)

(略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号の施行の日（令和元年九月十八日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十号様式による検査員の証票は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第三十号様式による検査員の証票とみなす。

2 旧規則第三十一号様式による納付書については、新規則第三十一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。